

KAIROS TRADING 合同会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 2 日～ 2027 年 4 月 1 日までの2年間

2. 内容

目標 1

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保に係る制度の労働者に対する周知や情報提供及び相談体制の整備、配偶者が流産・死産（人工妊娠中絶を含む。）した労働者が休暇を取得しやすい環境の整備等の実施

<対策>

- 2025 年 4 月～ 妊娠中及び出産後の労働者に対してだけでなく全体へ向けて休暇を取得しやすい社内環境整備や周知を行う。
- 2025 年 6 月～ 業務の見直し・効率化のための取組の実施をし、個々の負担軽減により業務ストレス緩和改善を目指す。

目標 2

男性の子育て目的の休暇の取得促進

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

<対策>

- 2025 年 8 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 2025 年 6 月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施

目標 3

子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施

・在宅勤務 - 子供を育てる労働者が月の30%の労働時間を在宅勤務とすることができる環境整備を目指す。

<対策>

- 2025 年 8 月～ リモート社内会議やオンラインチャット等の社内コミュニケーションツールの利用を促進する

- 2025 年 12月～ 在宅ワーク時の簡易レポート雛形を作成し、在宅時の個々の社員の動きが可視化できるように整備をする。

目標4

子育てのために必要な時間等や勤務地に関する配慮
年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

- ・年次有給休暇の取得率を昨年度から20%UPさせる

<対策>

- 2026 年 8 月～こどもの規則的な生活習慣などのために労働者の勤務時間等 に 配慮が必要な場合に、フレックス制を雇用契約に取り込む。
- 2025 年 10 月～年次有給休暇取得状況を社内で周知し、取得率が低い社員に向けて取得を促す